

**今回のテーマ： 減資**

**1. 減資のねらい**

減資は、一般的につきのような効果を意図して行われます。

- 1) 会計：資本金の減少額を欠損金にてん補に充てることで、BS上の欠損金を解消する。
- 2) 株主向け：1)と関連して、欠損金を解消することで株主への配当(財産の払戻し)が可能となる。
- 3) 会社再建：無償減資と(第三者割当)増資により、会社の再建を図る。
- 4) 税務：資本金を1億円以下とすることで、中小企業に対する税務上の優遇措置を受ける。

**2. 減資の会計処理**

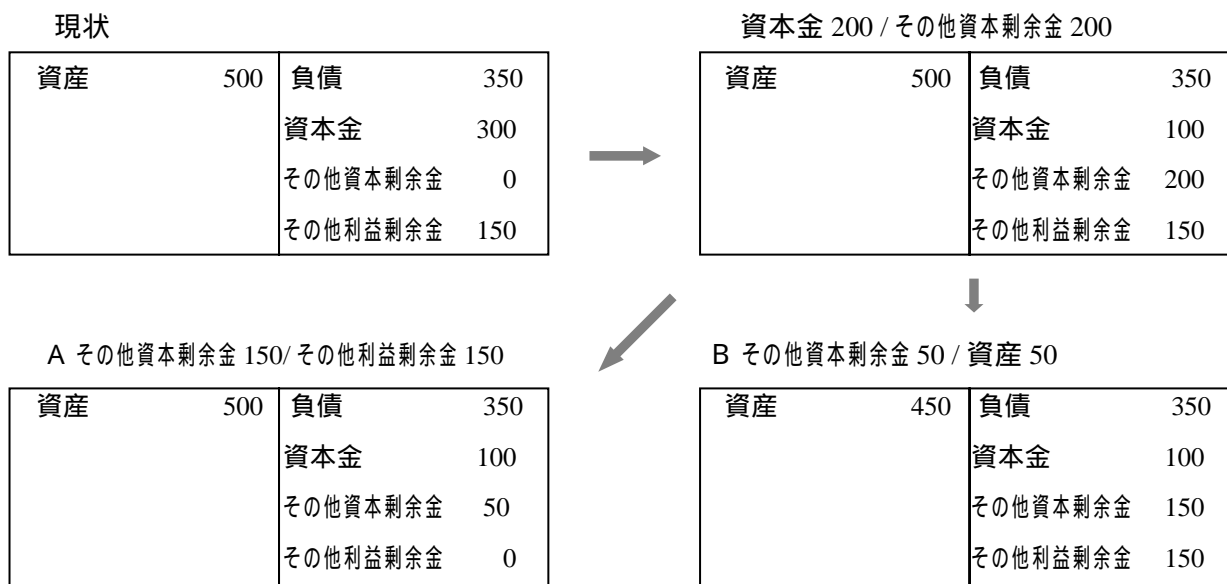
**【設例】**

現状：資本金 300 百万円、欠損金（利益剰余金のマイナス残高）150 百万円

減資：資本金 200 百万円を減額させ、同額をその他資本剰余金とする

A 欠損金にてん補：その他資本剰余金 150 百万円を、欠損金にてん補に充てる

B 剰余金の分配(財産払戻し)：その他資本剰余金 50 百万円につき剰余金分配(財産払戻し)実施



会社法では、剰余金の分配(財産の払戻し)について、剰余金の額(その他資本剰余金およびその他利益剰余金の額)を基礎として一定の計算により算出された金額(分配可能額)を限度とします。純資産が300万円以下の場合、分配することができません。

(次ページへ)

### お見逃しなく！

- ・減資手続きには、原則として株主総会の特別決議を要し、債権者保護手続きが必要となります。  
( 今月の経理情報 2008 年 194 号「会社法における減資の手続き」ご参照 )
- ・税務上の資本金額の算定は、事業年度期末時点の金額によります。
- ・減資および欠損金のでん補をしても、税務上の「資本金等」および「利益積立金額」の金額に変動はありません。均等割計算上の「資本金等」は変動せず、税務上の繰越欠損金がある場合には、会計上とは関係なく、引き続き期限到来まで使用可能です。

[http://www.nichizei.com/nbs/modules/cjaycontent/mailma\\_bn/080416.pdf](http://www.nichizei.com/nbs/modules/cjaycontent/mailma_bn/080416.pdf)